

川崎市乳児等通園支援事業の認可・運営基準に関する取扱要綱

8川保1第182号

令和8年5月21日

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「児福法」という。）第6条の3第23項に規定に基づき乳児等通園支援事業を実施する施設において、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「支援法」という。）第54条の2第1項の確認を受けて事業を行うにあたり、川崎市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例（令和7年川崎市条例第41号。以下「認可基準条例」という。）及び川崎市特定乳児等通園支援事業の運営の基準に関する条例（令和8年川崎市条例第12号。以下「運営基準条例」という。）その他の関係法令に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(事業の目的)

第2条 本事業は、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位で柔軟に利用できる新たな通園事業を実施することにより、すべてのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、すべての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらず形での支援を強化することを目的とする。

(事業の実施主体)

第3条 本事業の実施主体は、市及び児福法第34条の15第2項に定める認可並びに支援法54条の2第2項に定める確認を受けた者（以下「実施事業者」という。）とする。本市における実施については、別に定める。

(実施区分)

第4条 乳児等通園支援事業の実施区分は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 一般型

認可基準条例第21条第2項に定める一般型乳児等通園支援事業である、定員を別に設け在園児と合同又は専用室を設けて受入を行う方式とする。

(2) 余裕活用型

認可基準条例第21条第3項に定める余裕活用型乳児等通園支援事業であり、施設又は事業に係る利用児童数が利用定員の総数及び受入歳児の定員数に満たない場合において、定員の枠を活用して受入れを行う方式とする。

(事業の実施場所)

第5条 本事業を実施する場所は、認可及び確認を受けた保育所、認定こども園、小規模保育事業所、家庭的保育事業所、幼稚園、地域子育て支援拠点事業所、企業主導型保育事業

所、認可外保育施設（「認可外保育施設指導監督基準」を満たさない施設を除く。）及び児童発達支援センターのほか、市が適切に事業を実施できると認めた場所とする。

（実施日時）

第6条 事業の実施日及び実施時間は、需要や受入体制を踏まえ、市と事前協議の上、実施事業者が適切に事業を実施できる日時とする。

2 実施事業者は、本事業を利用することが可能である日時について、当該事業を利用しようとする保護者に公開しなければならない。

（対象となる子ども）

第7条 本事業の対象は、保育所、認定こども園、幼稚園、地域型保育事業所及び企業主導型保育所に通っていない、0歳6か月から満3歳未満の未就園児とする。

（要支援家庭の定義）

第8条 要支援家庭とは、関係機関が連携して支援を行う必要があると市が認めた家庭であり、利用者の申請に基づき支援の対象とするものをいう。

（実施方法）

第9条 実施事業者は第7条で規定する子どもについて、定期的な利用方式（以下「定期利用」という。）又は定期的でない柔軟な利用方式（以下「柔軟利用」という。）若しくはこれらの組合せにより受け入れるものとする。

2 実施事業者は、子ども一人当たり月10時間の利用を限度として受け入れるものとする。ただし、1回の利用は1時間以上とし、30分を単位として受け入れるものとする。

3 利用者が初めて本事業を利用する場合は、運営基準条例第5条第1項の規定に基づき、初回利用前に事前面談を行うものとする。その際に、子どもの特徴や保護者の意向等を把握するとともに、制度の意義や利用にあたっての基本的事項の伝達及び重要事項説明書の交付を行う。

4 実施事業者は、「こども誰でも通園制度の実施に関する手引」（こども家庭庁成育局保育政策課発行。以下「手引」という。）を踏まえ、子どもの育ちに関する計画及び記録を作成するものとする。

5 利用者が定期利用を行う場合は、事前面談に加え、定期的に面談の機会を設け、子どもに関する情報共有及び保護者の子育てに対する相談支援等を行う。

6 利用者が利用予定日に利用がない場合は、子どもの状況の確認をするものとする。特に要支援家庭等の子どもの利用がない場合には、市に報告及び関係機関との連携等、適切な対応を行うものとする。

7 実施事業者は、投薬は原則、行わないものとする。ただし、抗けいれん剤やエピペン等で、川崎市保育所入所児童等健康管理委員会（以下「健康管理委員会」という。）において、医学上、必要やむを得ないと認められた場合はこの限りではない。なお、企業主導型保育事業所及び認可外保育施設においては、川崎市保育施設における食物アレルギー対応マニュアル（川崎市こども未来局保育・子育て推進部発行。）に記載の「保育所におけ

るアレルギー疾患生活管理指導表」による医師の指導を受けた場合に限り投薬を実施できるものとする。

- 8 実施事業者は、乳幼児突然死症候群の予防のため、子どもの睡眠中は、職員が必ず在室するようにし、こどもは仰向けに寝かせ、呼吸状態を定期的にチェックする等、必要な措置を講じるものとする。

(設備の基準及び職員の配置等)

第10条 実施事業者は、一般型乳児等通園支援事業を行う場合は認可基準条例第23条の規定を、余裕活用型乳児等通園支援事業を行う場合は認可基準条例第26条の規定を、それぞれ遵守しなければならない。

(障害児の定義)

第11条 本事業における障害児とは、特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)第2条第5項に規定する1級又は2級の障害等級に該当する子ども、又は、1級から6級までの等級の身体障害者手帳若しくはA1からB2までの区分の療育手帳の交付を受けている子どもをいう。

(障害児の受入れ)

第12条 障害児を受け入れるにあたり、次のとおり必要な措置を講じるものとする。

- (1) 障害の特性に応じた対応が可能な職員を配置するなど、体制の確保に努めること。
- (2) 障害児の保護者から利用の相談や申込みを受けた場合、面談又は文書等により、障害の特性・状態及び保護者の状況を丁寧に把握し、必要に応じて、医療機関や児童発達支援センター等と連携し、専門的見地を踏まえて、受け入れ可能性について判断すること。

(研修の受講等)

第13条 実施事業者は、市の実施する研修について、事業にあたる職員のみならず、役員や本部職員等、広く研修を受講できるよう努めるものとする。

(職員の健康診断等)

第14条 本事業に従事する職員については、労働安全衛生関係法令に定めるところにより、雇入れ時及び定期的に健康診断を実施すること。

- 2 調理・調乳等に従事するすべての職員については、毎月、事前に検便を実施し、異常がないことを確認するものとする。

(給食)

第15条 給食等の提供については、実施事業者の判断によるものとし、利用者に対してその対応状況が分かるよう周知しなければならない。また、提供を行う場合は、衛生管理及びアレルギー対応等について、保育所におけるアレルギー対応ガイドライン(厚生労働省発行。)等に準じ、適切な実施に努めるものとする。

- 2 除去食の提供にあたっては、健康管理委員会において、医学上、必要と認められたものについて行うものとし、誤食等の事故防止に努めるものとする。なお、企業主導型保育事業所及び認可外保育施設においては、川崎市保育施設における食物アレルギー対応マニ

ュアル（川崎市こども未来局保育・子育て推進部発行。）に記載の「保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表」による医師の指導により対応すること。

3 給食等の提供にあたっては、必ず、事前に検食を実施するものとする。

（安全計画の策定等）

第16条 実施事業者は、認可基準条例第8条に定める安全計画の策定等を適切に行うものとする。

2 運営基準条例第31条の規定に基づく、市への連絡及び報告は、医療機関へ受診となった場合等、特に市に連絡及び報告を要すると判断されるものについて行うものとする。

（事業の事前協議等）

第17条 本事業を実施しようとする者は、川崎市乳児等通園支援事業申込書（第1号様式）により市長に事前協議の上、児福法第34条の15第2項の規定に基づく乳児等通園支援事業の認可申請及び支援法第54条の2第1項に規定に基づく特定乳児等通園支援事業の確認申請を行うものとする。

2 前項に規定する認可申請及び確認申請に必要な書類については、別に定める。

（実施事業者の決定）

第18条 市長は、前条に基づく事業の事前協議及び認可申請並びに確認申請があった場合は、認可基準条例、運営基準条例及びこの要綱等に基づき審査を行い、実施の可否を決定し、通知するものとする。

（記録の整備等）

第19条 実施事業者は、乳児等通園支援事業に関する記録や資料を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

（虐待等の防止）

第20条 実施事業者にあつては、入所している子どもに、虐待が疑われ、又は、認められる場合には、速やかに、市、福祉事務所、児童相談所等の関係機関に連絡又は通告するとともに、その指示に従って、必要な対応を行うものとする。

（苦情への対応等）

第21条 実施事業者は、認可基準条例第20条第1項及び運営基準条例第29条第1項に規定する窓口の設置その他必要な措置として、苦情解決責任者及び苦情受付担当者を置くとともに、必要に応じて第三者委員を設置するものとする。

2 前項に規定する苦情解決の体制については、施設内の掲示等により、利用者に周知するものとする。

（規程）

第22条 実施事業者は、認可基準条例第17条及び運営基準条例第20条に規定する運営規程のほか、当該事業及び事業の職員に適用する就業規則、給与規程、経理規程、その他必要な規定を整備するものとする。

（会計の区分経理等）

第23条 実施事業者は、運営基準条例第32条に規定する区分経理により、本市の会計年度と合致させた特定乳児等通園支援事業に係る会計区分（以下「事業区分」という。）の収支計算書又は損益計算書、貸借対照表を作成するほか、施設ごとに独立した会計区分（以下「拠点区分」という。）を設け、拠点区分の収支計算書又は損益計算書（当該収支計算又は損益計算に係る明細書及び内訳表を含む。）及び貸借対照表を作成するものとする。なお、拠点区分内のサービス区分として管理する場合には、当該事業に係る収支の状況が把握できるよう、他のサービスと区分して管理、収支の内訳資料を作成するものとする。

2 前項に規定する財務関係書類の提出は、毎会計年度終了後3か月以内に行うものとする。

（個人情報取扱い）

第24条 実施事業者は、事業の実施に際して得られた個人情報については、関係法令等に基づき適正に管理し、これを漏えいしてはならない。管理者及び職員が従事を終了した後又は事業が終了した後においても同様とする。

2 子どもの個人情報を医療機関やその他教育・保育施設に対して提供する場合は、事前に利用者から同意を得なければならない。

（その他留意事項）

第25条 実施事業者は事業を実施するにあたり、次の各号に掲げる事項につき留意するものとする。

（1）実施事業者は、本事業の実施中に指導・監督上の不注意等により事故が発生し、利用者の身体・生命に害を及ぼし、又は財物を破損した場合の損害賠償責任に備え、必要な保険に適切に加入すること。

（2）実施事業者はキャンセルに伴う利用料を徴収する場合、市の定めるキャンセルポリシーを参考に、事業所において定めた金額を徴収するものとし、あらかじめ運営規程及び重要事項説明書に記載し、利用者に適切に説明するものとする。

（3）本事業に係る市の指導監督員は、実施事業者の施設を巡回し、適正な事業実施に係る助言等を行うものとし、実施事業者はその助言等に適切に対応しなければならない。

（4）実施事業者は、事業の利用状況、効果及び課題並びに利用者や保育者の意見等について情報収集を行い、適宜市に情報提供するものとする。また、市から要請があった場合は、事業検証のための会議等に参加しなければならない。

（5）市が必要な監査又は実地調査を行う場合には、実施事業者はこれに協力し、資料の提出その他必要な措置を講じなければならない。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和8年5月21日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

（廃止）

2 川崎市乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）実施要綱（令和7年6月12日）
は廃止する。

令和 年 月 日

(あて先) 川崎市長

所在地
法人名
代表者名

川崎市乳児等通園支援事業申込書

次の内容で川崎市乳児等通園支援事業を実施するため、川崎市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準及び募集要項等を遵守の上、関係書類を添えて申し込みます。

- 1 開始予定日時
年 月 日
- 2 事業実施施設

【担当者の連絡先】

〒 _____
住所 _____
氏名 _____
TEL _____
FAX _____
E-mail _____